

国立大学法人大分大学 2 号年俸制適用教員業績給細則

令和 2 年 4 月 1 日制定
令和 2 年細則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人大分大学 2 号年俸制適用教員給与規程（令和 2 年規程第 1 8 号）第 5 条第 9 項の規定により、同規程が適用される教育職員（以下「2 号年俸制適用教員」という。）の業績給の支給に関し必要な事項を定める。

(業績給の期末手当相当の支給)

第 2 条 国立大学法人大分大学期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給細則（平成 1 6 年細則第 1 6 号。以下「期末・勤勉手当支給細則」という。）第 2 条から第 1 0 条、第 2 3 条及び第 2 4 条の規定は、2 号年俸制適用教員の業績給の期末手当相当の支給について準用する。

(業績給の勤勉手当相当の支給)

第 3 条 期末・勤勉手当支給細則第 1 1 条から第 1 6 条、第 1 8 条、第 2 3 条及び第 2 4 条の規定は、2 号年俸制適用教員の業績給の勤勉手当相当の支給について準用する。

(業績給の勤勉手当相当の成績率)

第 4 条 2 号年俸制適用教員の業績給の勤勉手当相当の成績率は、勤務成績を考慮の上、次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に規定する割合とする。

- (1) 勤務成績が極めて優秀な 2 号年俸制適用教員 1 0 0 分の 1 9 3. 1（国立大学法人大分大学職員給与規程（平成 1 6 年規程第 1 8 号）第 2 8 条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、1 0 0 分の 2 1 8. 1）
- (2) 勤務成績が特に優秀な 2 号年俸制適用教員（前号に該当する 2 号年俸制適用教員を除く。） 1 0 0 分の 1 6 1. 2 5（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 1 8 5. 2 5）
- (3) 勤務成績が優秀な 2 号年俸制適用教員（前二号に該当する 2 号年俸制適用教員を除く。） 1 0 0 分の 1 1 9. 4（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 1 4 2. 4）
- (4) 勤務成績が良好な 2 号年俸制適用教員（前三号に該当する 2 号年俸制適用教員を除く。） 1 0 0 分の 1 0 0. 5（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 1 2 0. 5）
- (5) 勤務成績がやや不良な 2 号年俸制適用教員（前各号に該当する 2 号年俸制適用教員を除く。） 1 0 0 分の 9 5. 5（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 1 1 5. 5）
- (6) 勤務成績が不良な 2 号年俸制適用教員（前各号に該当する 2 号年俸制適用教員を除く。） 1 0 0 分の 9 0. 5（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 1 1 0. 5）
- (7) 基準日以前 6 か月以内の期間において、次に掲げる国立大学法人大分大学職員就業規則（平成 1 6 年規則第 5 号）第 6 4 条に規定する懲戒処分を受けた 2 号年俸制適用教員
ア 停職の処分を受けた 2 号年俸制適用教員 1 0 0 分の 3 9（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 3 2. 5）
イ 減給の処分を受けた 2 号年俸制適用教員（アに該当する 2 号年俸制適用教員を除く。） 1 0 0 分の 4 9. 5（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 5 3）
ウ 戒告の処分を受けた 2 号年俸制適用教員（ア及びイに該当する 2 号年俸制適用教員を除く。） 1 0 0 分の 6 0（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 7 5）
- (8) 前各号に規定する職員以外の 2 号年俸制適用教員 評定期間において訓告又は嚴重注意を受けた 2 号年俸制適用教員 1 0 0 分の 6 8. 2（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 8 8. 2）

(業績給の外部資金獲得手当相当の支給)

第 5 条 国立大学法人大分大学外部資金獲得手当支給細則（令和 4 年細則第 1 5 号）第 3 条から第 4 条までの規定は、2 号年俸制適用教員の業績給の外部資金獲得手当相当の支給について準用する。

(業績給の競争的研究費等業績手当相当の支給)

第6条 国立大学法人大分大学競争的研究費等業績手当支給細則(令和4年細則第19号)第3条及び第4条の規定は、2号年俸制適用教員の業績給の競争的研究費等業績手当相当の支給について準用する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、2号年俸制適用教員の業績給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年細則第16号)

この細則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和4年細則第20号)

この細則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和5年細則第13号)

(施行期日)

1 この細則は、令和5年3月28日から施行し、改正後の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員業績給細則(以下「新細則」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(令和4年12月期の勤勉手当相当の成績率の特例)

2 令和4年12月期においては、第4条第1号中「100分の183.1(特定幹部職員にあつては、100分の208.1)」を「100分の188.1(特定幹部職員にあつては、100分の213.1)」に、第2号中「100分の154(特定幹部職員にあつては、100分の178)」を「100分の157.5(特定幹部職員にあつては、100分の181.5)」に、第3号中「100分の114.9(特定幹部職員にあつては、100分の137.9)」を「100分の116.9(特定幹部職員にあつては、100分の139.9)」に、第4号中「100分の95.5(特定幹部職員にあつては、100分の115.5)」を「100分の98(特定幹部職員にあつては、100分の118)」に、第5号中「100分の90.5(特定幹部職員にあつては、100分の110.5)」を「100分の93(特定幹部職員にあつては、100分の113)」に、第6号中「100分の85.5(特定幹部職員にあつては、100分の105.5)」を「100分の88(特定幹部職員にあつては、100分の108)」に、読み替えて適用する。

(差額の支給)

3 令和5年3月28日に在職する2号年俸制適用教員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員業績給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則(令和5年細則第24号)

(施行期日)

1 この細則は、令和6年1月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員業績給細則(以下「新細則」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(令和5年12月期の勤勉手当相当の成績率の特例)

2 令和5年12月期においては、第4条第1号中「100分の188.1(特定幹部職員にあつては、100分の213.1)」を「100分の193.1(特定幹部職員にあつては、100分の218.1)」に、第2号中「100分の157.5(特定幹部職員にあつては、100分の181.5)」を「100分の161(特定幹部職員にあつては、100分の185)」に、第3号中「100分の116.9(特定幹部職員にあつては、100分の139.9)」を「1

00分の118.9（特定幹部職員にあつては、100分の141.9）」に、第4号中「100分の98（特定幹部職員にあつては、100分の118）」を「100分の100.5（特定幹部職員にあつては、100分の120.5）」に、第5号中「100分の93（特定幹部職員にあつては、100分の113）」を「100分の95.5（特定幹部職員にあつては、100分の115.5）」に、第6号中「100分の88（特定幹部職員にあつては、100分の108）」を「100分の90.5（特定幹部職員にあつては、100分の110.5）」に、読み替えて適用する。

（差額の支給）

- 3 令和6年1月1日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員業績給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和6年細則第12号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和6年3月26日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員業績給細則（以下「新細則」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 令和6年3月26日に在職する職員で、新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員業績給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

（令和5年12月期の勤勉手当相当の成績率の特例）

- 3 令和5年12月期においては、第4条第1号中「100分の193.1（特定幹部職員にあつては、100分の218.1）」を「100分の203.1（特定幹部職員にあつては、100分の228.1）」に、第2号中「100分の161.25（特定幹部職員にあつては、100分の185.25）」を「100分の168.5（特定幹部職員にあつては、100分の192.5）」に、第3号中「100分の119.4（特定幹部職員にあつては、100分の142.4）」を「100分の123.9（特定幹部職員にあつては、100分の146.9）」に、第4号中「100分の100.5（特定幹部職員にあつては、100分の120.5）」を「100分の105.5（特定幹部職員にあつては、100分の125.5）」に、第5号中「100分の95.5（特定幹部職員にあつては、100分の115.5）」を「100分の100.5（特定幹部職員にあつては、100分の120.5）」に、第6号中「100分の90.5（特定幹部職員にあつては、100分の110.5）」を「100分の95.5（特定幹部職員にあつては、100分の115.5）」に、読み替えて適用する。